

役 員 の 任 命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、平成27年4月1日付けで、理事 長峰 司 並びに 理事 町井 博明 を任命し、農林水産大臣に届け出たので公表します。